（担当者メモ）

2014年11月に会員から意見を募集、届いた意見を以下にほぼそのまま複写。

学会正会員からの意見は、可能な限り（基本姿勢としてはすべて）採用する（前回と同様）。

該当箇所が書かれていない意見が多いので、その場合は作業者が該当箇所を探して記入する

○リストカテゴリ分類について

「今回掲載しなかった種」について その理由を補足するとともに「継続的な観察が必要な種」としてはどうか？

現在の「検討したが掲載しなかった種」はつまり「情報不足なので引き続き情報収集に努める」もしくは「今後の推移を見守る必要がある」ということだと考えられる

○カテゴリの区分の名称がややこしいので，簡潔にしてほしい。カテゴリ区分の表現は，再度整理し直す必要がある。内容はなんとんなく分かるが，表現方法が悪い。何処がどう違うのか，分かりやすく記述する。

○「定着予防種」「侵入予防種」「総合対策種」「重点対策種」「緊急対策種」「産業管理外来種」に区分してはどうか？やはり，ここのカテゴリ区分が複雑です。

○掲載種のうち、おもな利用状況が「園芸」「造園」である場合は産業管理外来種に入れるべきではないか。産業利用のうち主に園芸・造園・観賞用として利用されている種が多く掲載されている。市場単価に掲載されている種もある（例：ヒイラギナンテン）

○コバナヒメハギ（カスミヒメハギ）　→　リストへ掲載するべき

交配の恐れについては、すぐには見あたらないように思う。しかし小笠原諸島ではすでに定着しているほか、グローバルに見ると急速な広がりを見せていて、熱帯から暖温帯への侵入も懸念されている。特に、荒廃地、工事などで荒れた場所を好む。開発地では危険種と考える。草本であり森林内では低頻度、しかし林縁部や裸地での増殖は注意すべき種であり、認知範囲とすべきである。

○キバナノコウリンタンポポ、ノラニンジン　→　リストへ掲載するべき

北海道、東北で近年拡大している

○園芸，造園，園芸（品種）種等といった文言も使用すべき

例えば，行動計画P26L32，P42L8，P45L30，P81L32

ヒメツルソバ・ヤナギバルイラソウ・ランタナ・コマクサ（これは行動計画にも記載あり）など

園芸品種の逸出と持ち出しも少なくなく，加えて多くの庭園用苗木も全国規模で流通しているため，造園業界においても今後の配慮が求められる。緑化が目立ちすぎ。緑化と造園は別もの。

○行動計画の表紙は，国土交通省，農林水産省と環境省であり，農林関係の技術資料に関しても利用状況を掲載すべきです。

○愛知目標の「伝統的知識が尊重され、主流化される。」には伝統的な外来種を含む生物の利用、土地の維持管理手法が含まれている。半自然環境での維持管理の継続が外来種対策にも有効である

「開発により外来種の侵入しやすいハビタットをつくりださないこと」つまり、開発行為や工事計画、維持管理にもっと注意を払う、といった内容を入れるべき

○外国産在来種の規制強化（リストへの掲載：可能であれば侵入予防種）

同種の生物の導入による遺伝的撹乱に関する対応，特にコマツナギなど外国産在来種への対応が全く示されていない（基本的な考え方にはコマツナギが示されているが）。同種の国内における移動規制も重要だが，区分が細かすぎて，あるいは解釈が多すぎて巷間と業界への浸透が難しいのが現状である（最初は北海道・九州・四国くらいの単位でもいい？）。よって，まずは国外からのコマツナギ等在来種導入を確実に規制すること，またこれに伴い遺伝子撹乱等への概念を確実に浸透させることが極めて重要。国内での地域区分はその後でもよいくらい。

○多くの現場で、トールフェスク（TF）やオーチャードグラス（OG）などが外来生物リストに掲載され、使用を控えるようになったため、外国産在来種（ヨモギ、ススキ、メドハギ、コマツナギ、ヤマハギなど）の使用頻度が増えているようです。

○発注者へOG、バミューダグラス（BG）などを提案したところ、外来種リスト掲載種は使用しないようにとの要請があり、クリーピングレッドフェスク（CRF）、BG、ヨモギ、ススキ、メドハギ、ヤマハギ、コマツナギを配合し、施工しています（すべて外国産）。

○法面緑化について意見

行動計画では外来植物の防除を中心に策定されていますが、外来植物の産業的利用の際（法面緑化時）における、分布拡大の予防を図る方法も必要と思います。法面緑化の場合、外来植物の役割は法面周辺から防災効果の大きな在来植物が侵入するまでのつなぎとして侵食抑制を担うことにあります。しかし、在来植物の法面への侵入は偶発的なものであり、必ずしも在来植物の植生に転換するものではありません。その結果、定期的に維持管理がなされない法面では導入した外来植物のみならず本行動指針において防除の対象となっている外来植物（畑地雑草など）の繁殖地となりあるいは繁殖地として拡大する可能性があります。　その対策として、法面という厳しい環境条件に適応して繁殖する在来植物を緑化用植物として積極的に使用することが外来植物を被圧し、その分布拡大を抑制することに効果的であると考えられます。

在来植物の普及を図るためにはいくつかの課題があります。

まず、在来植物の需要量把握から採取・供給、品質保証までを実行する地域の供給システムの確立が必要です。そのために地域の事業主体と法面緑化業者・種苗業者が一体となって取り組む必要があります。さらに、少ない資源量や高価なコストという課題を解決するため、使用植物種の選定と繁殖方法や使用量などの調査・試験を研究機関などと連携して進めてゆく必要があります。

しかし在来種の使用の取り組みには地域差があります。このため地域で採取した在来種使用や技術者教育が先行している地域をモデル地区として選定し、調査と試験を行い知見の集積し、他の地域においても応用できる資料として取りまとめることが望ましいと思います。

○供給体制を考えると、「国内産」との明記がされたところで、必要量のタネが急に用意できるわけではないので、材料調達を考えて複数年度にわたる発注など、やはり、これまでとは異なる発注方法の検討が必要だと思います。

○No.182オニウシノケグサ（トールフェスク、ケンタッキー31フェスク）No.183ドクムギ属（ライグラス類）No.188アメリカスズメノヒエ（バヒアグラス、オニスズメノヒエ）

この3つはゴルフ場などで芝生として利用もされています。ゴルフ場は管理されているので種子はできなさそうに思いますが，ラフやその奥など，刈込管理ができない場所は必ずあり，そこに生育している個体は種子を付けているのをよく見かけます。

○No.100カライタドリ　イタドリの学名と同じだった時期があると思います

（Reynoutria japonicaの時）。そのためかは不明ですが，海外の種苗業者や末端の採種業者の認識で，イタドリとカライタドリが混同されている場合があります。

○荒廃地、工事などで荒れた場所を好む外来種は緑化工程では危険種と考える。開発で生まれた裸地を緑化する際に侵入するチャンスを与えるので、緑化工学会として着目することは大事。グレーな帰化植物について学会独自に日頃から実態を把握することが今後の課題。

○斜面緑化における外来種問題の根源が発注方法にあり，その改善が必要だという本質を，環境省には「行動計画」の中で強く訴えてほしいと思います。

○「産業管理外来種」の区分自体については，日本緑化工学会からの意見もあってかなり配慮されている印象です。しかし，地域性種苗の利用を促進するための政策を両輪として実行しなければ，外国産在来種（あるいは遺伝的にかなり異なる他地域の在来種）の利用増加によって生態系（生物多様性）への被害を深刻化させるという問題があるため，地域性種苗の利用促進を「外来種対策の一つ」として積極的に取り入れる必要があると思います。

○リスト概要（案）（１）５ページ

「産業管理外来種については、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは抑制するための管理の実施・普及が期待される。」

の箇所について，

「利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及」

→「利用の回避・抑制、遺伝子レベルで問題の少ない地域の在来種の利用促進のための政策実行、侵略性のない代替種の開発・普及、」　のように1つ加え，

文章末尾も「・・・が期待される。」　→「・・・を進める。」などのように，積極的な表現とする必要があるのではないでしょうか。

○リスト概要（案）（２）２ページの「３．期待する役割・効果」について，

「（国、地方公共団体、研究機関等に対して）

・地方毎の外来種対策推進のための外来種リストの整備の促進

・調査研究、モニタリングの実施の促進

・外来種対策の促進」

これらに加えて，「・産業における地域の在来種の利用促進」を入れてはいかがでしょうか。